

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年3月23日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
第15	議案第19号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第18	議案第22号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案第23号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第21	議案第25号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第22	議案第26号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第23	議案第27号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案第29号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第30号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第31号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第32号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第33号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第34号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第35号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第36号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第34	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第35	議案第39号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第36	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第38	議案第42号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
第39	議案第43号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
第40	議案第44号	飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
第41	議案第45号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第46号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(三之町まちづくりセンター)
第44	議案第48号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第45	議案第49号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第46	議案第50号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第47	議案第51号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第48	議案第52号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第49	議案第53号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第50	議案第54号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第51	議案第55号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第52	議案第56号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第53	議案第57号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第54	議案第58号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第55	議案第59号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第56	議案第60号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第57	議案第61号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
第58	議案第62号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第59	議案第63号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第60	議案第74号	平成30年度飛騨市一般会計予算
第61	議案第75号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第62	議案第76号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第63	議案第77号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第64	議案第78号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第65	議案第79号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第66	議案第80号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第67	議案第81号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第68	議案第82号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第69	議案第83号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第70	議案第84号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計予算
第71	議案第85号	平成30年度飛騨市給食費特別会計予算
第72	議案第86号	平成30年度飛騨市水道事業会計予算
第73	議案第87号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第74		総務常任委員会調査報告について
第75		産業常任委員会調査報告について
第76	発議第1号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成30年3月23日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1		議長の辞職の件について		
追加第2		議長の選挙		
追加第3		副議長の辞職の件について		
追加第4		副議長の選挙		

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成30年3月23日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第5		常任委員の選任		
追加第6		議会運営委員会委員の選任		
追加第7	発議第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議		
追加第8	発議第3号	議会改革等特別委員会設置に関する決議		
追加第9		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙		
追加第10		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙		
追加第11	議案第91号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて		
追加第12		各種委員の選任		

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成30年3月23日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第13		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)		
追加第14		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)		
追加第15		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)		

## 本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 7 号	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 8 号	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 9 号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 10 号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 11 号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 12 号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 13 号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 14 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 15 号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 16 号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 17 号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 18 号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
日程第 15	議案第 19 号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 20 号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 21 号	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 22 号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 23 号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 24 号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 25 号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 26 号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第 23	議案第 27 号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 28 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 25	議案第 29 号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 26	議案第 30 号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 27	議案第 31 号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 28	議案第 32 号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 29	議案第 33 号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 30	議案第 34 号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 31	議案第 35 号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 32	議案第 36 号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 33	議案第 37 号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)



日程第34	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第35	議案第39号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第36	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第38	議案第42号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
日程第39	議案第43号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
日程第40	議案第44号	飛騨農業共済事務組規約の一部を改正する規約について
日程第41	議案第45号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第42	議案第46号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(三之町まちづくりセンター)
日程第44	議案第48号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第45	議案第49号	指定管理者の指定について(万波牧場)
日程第46	議案第50号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第47	議案第51号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第48	議案第52号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第49	議案第53号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第50	議案第54号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第51	議案第55号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第52	議案第56号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第53	議案第57号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第54	議案第58号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第55	議案第59号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
日程第56	議案第60号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
日程第57	議案第61号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第58	議案第62号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
日程第59	議案第63号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第60	議案第74号	平成30年度飛騨市一般会計予算
日程第61	議案第75号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第62	議案第76号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第63	議案第77号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第64	議案第78号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第79号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第66	議案第80号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第67	議案第81号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第68	議案第82号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第69	議案第83号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第70	議案第84号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第71	議案第85号	平成30年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第72	議案第86号	平成30年度飛騨市水道事業会計予算
日程第73	議案第87号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第 7 4		総務常任委員会調査報告について
日程第 7 5		産業常任委員会調査報告について
日程第 7 6	発議第 1 号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について
追加第 1		議長の辞職の件について
追加第 2		議長の選挙
追加第 3		副議長の辞職の件について
追加第 4		副議長の選挙
追加第 5		常任委員の選任
追加第 6		議会運営委員会委員の選任
追加第 7	発議第 2 号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第 8	発議第 3 号	議会改革等特別委員会設置に関する決議
追加第 9		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙
追加第 1 0		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第 1 1	議案第 9 1 号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加第 1 2		各種委員の選任
追加第 1 3		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)
追加第 1 4		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)
追加第 1 5		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	丈	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	石	腰		豊
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	洞	口	廣	之
教育委員会事務局長	清	水		貢
企画部長	湯	之	明	宏
商工観光部長	泉	原	利	匡
環境水道部長	大	坪	達	也
市民福祉部長	柚	原		誠
農林部長	柏	木	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	場	順	一
病院管理室長	佐	藤	哲	哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番、森要君、6番、中村健吉君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第37 議案第41号 指定管理者の指定について（飛騨市文化交流センター）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37、議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市文化交流センター）までの36案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら36案件につきましては総務常任委員会に審査を付託してありますので総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務常任委員長、高原邦子君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第6号から議案第41号までの36案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る3月14日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

はじめに議案第6号について申し上げます。

本案は、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容は、時間外勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正。職責に応じた給料体系とするよう給料表を6級制から7級制へ改正。飛騨市こどものこころクリニックに臨床心理士を配置するため条例に位置付けることによる改正。7級制の導入に伴う級別基準職務表の改正の4点であります。

質疑では、今後職員の給与総額は上昇するののかとの質問があり、現在40代の職員が多いことから上昇し、その後は年齢がばらけるが少なからず上がっていくのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第7号について申し上げます。

本案は、行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正するもので、一つには、使用料最低限度額の設定で、下限額を1,000円とすること。二つ目に、消費税、地方消費税の対象となる場合の使用料の取扱いを明記すること。三つ目に、引用法令の項番号の錯誤修正を行うことに伴う改正です。

質疑では、現時点で1,000円以下の件数はどれほどあるのかとの質問があり、平成28年決算で言えば、金額で3円から553円までのものが10件あったとの答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。

本案は、飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例について、インターネット接続サービスに新たに50メガプランを設定し、使用料月額を4,100円と定めるための改正です。

質疑では、50メガのサービスにどの程度移行すると見込んでいるのかとの質問があり、現在のサービスは3メガ、10メガ、30メガで、傾向として30メガに移行される傾向があること。また、モニター調査に協力していただいた方からも移行したいという意見があったことから20件前後が移行されるものと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第9号について申し上げます。

本案は、上位法の改正に伴うもので、飛騨市では、飛騨・郡上地域基本計画の中で定められた地域経済牽引事業の要件を満たし、岐阜県知事が承認した事業で、新たに取得した固定資産税について最初の3年度の課税が免除されるものです。

質疑では、課税免除の額が引き下げられたことによる影響はあるのかとの質問があり、飛騨市における事例が今までにないとの答弁がありました。

次に、議案第10号について申し上げます。

本案は、飛騨市積立基金の整理・再編と有効活用を図るため、3つの基金の廃止と4つの基金の設置を行うための改正であります。

質疑では、施行日についての質問がありました。

次に議案第11号について申し上げます。

本案は、種蔵山里の暮らし体験施設の効果的運用を図るため、使用方法及び使用料を改正するものです。

質疑では、利用料金について上限を定めた中での弾力的な運用を行うのかとの質問があり、繁忙期と閑散期によって運用するとの答弁がありました。また、部屋貸しと一棟貸しの運用についての質問では、人数や時期、平日・休日など状況に応じてお客様に有利な料金で集客を図りたいとの答弁がありました。

次に議案第12号について申し上げます。

本案は、上位法の改正に伴うもので、県から政令市への権限委譲により条文が追加されたため、引用条文を改正するものです。質疑はありませんでした。

次に議案第13号について申し上げます。

本案は、飛騨市古川やまびこ教室において保育所等訪問支援事業を実施するために条例の一部を改正するものです。

質疑では、年間の実施予定回数、支援の内容についての質問があり、2週間に1回くらいを予定しているが、対象のこどもの体調等によって支援の頻度は変わる。この事業は集団生活にどうしたら対象のこどもが適応できるのかを支援していくものであるとの答弁がありました。

次に議案第14号について申し上げます。

本案は、介護保険料と段階区分の基準所得金額の変更による改正であります。

平成30年度から平成32年度までの3年間の保険給付費の総額が97億円と見込まれ、その23パーセントを第一号被保険者の保険料でまかなうため、年額の基準保険料額を6万8,520円とするものです。

質疑では、今回の保険料引き上げに対する考え方、緩和措置についての質問があり、保険料の引き上げについては慎重に検討してきたが、被保険者の数が減少し、保険給付費自体が下がらない状況にあること、3年間で基金から1億8,000万円を繰り入れ保険料の軽減を図るという答弁がありました。

次に議案第15号について申し上げます。

本案は、地域密着型の介護サービスに関し、要介護者が利用するサービスの基準を省令の改正にあわせ改正するもので、介護医療院という施設入所サービスが新たに新設されたこと。電話などを受けヘルパーを手配するオペレーターの基準が緩和されたこと。療養通所介護施設の利用定員の見直しが行われたことなどに関する条文を改正するものです。

質疑では、条文の内容を確認する質問がありました。

次に議案第16号について申し上げます。

本案は、地域密着型の介護予防サービスに関し、要支援者が利用するサービスの基準を省令の改正にあわせ改正するもので、介護予防認知症対応型通所介護の併設施設としての介護医療院を加えること。ユニット型の共用型介護予防認知症対応型通所介護について定員が見直されたことが主な内容です。

質疑はありませんでした。

次に議案第17号について申し上げます。

本案は、指定介護予防支援について、省令の改正に伴い改正するもので、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保に関するサービスの義務付けが明文化されたものです。質疑はありませんでした。

次に議案第18号について申し上げます。

本案は、上位法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に委譲さ

れることに伴い条例を改正するもので、苦情に対応するために講ずる措置に関する事項など、県の独自基準を引き続き市の基準として定め引き継ぐものです。

質疑では、市の独自性はあるのかの質問があり、市独自で改正する部分はないとの答弁がありました。

次に議案第19号について申し上げます。

本案は、県条例の規定を市条例に引き継ぐもので、看護小規模多機能型居宅介護の指定に限って病床を有する診療所を開設できること、指定居宅介護支援事業の指定申請者は、法人格があるものに限ることを加えるための改正です。

質疑はありませんでした。

次に議案第20号について申し上げます。

本案は、飛騨市民病院、国保直営診療所の医師確保のために、医学生への就学資金貸与制度を定めた条例を改正し、勤務先の対象を市民病院・診療所だけでなく、市内民間医療機関も対象とすることなどを整備するものです。

質疑はありませんでした。

次に議案第21号について申し上げます。

本案は、飛騨市医療体制整備基金を飛騨市医療・福祉体制整備基金と名称変更し、就職準備資金の貸し付け対象者を市直営の医療機関への就職者に限っていたものを、市内の医療機関、介護サービス事業所、保育園への就職者も対象とするための改正です。

質疑では、利用者の見込みについての質問があり、U・Iターン者をターゲットとし、今後、あらゆるところへアプローチしたいとの答弁がありました。

次に議案第22号について申し上げます。

本案は、国民健康保険法等の一部改正等を受け、平成30年4月から県が保険者となることに伴う事務規定の変更と基礎賦課限度額の引き上げ、保険料を軽減する所得判定基準額の引き上げ、広域化に伴い保険料の賦課方式を4方式から資産割額を廃止して3方式に変更する改正です。

質疑では、資産割額の廃止による影響について質問があり、軽減対象となっている方の負担は減り、所得の多い方の負担が若干増えるものと考えているとの答弁がありました。

次に議案第23号について申し上げます。

本案は、上位法の改正に伴うもので、後期高齢者医療制度に新たに住所地特例を規定し、他県で入所中の国民健康保険の被保険者が後期高齢医療制度に加入する場合も従前の住所地の被保険者となることを定める改正です。

質疑はありませんでした。

次に議案第24号について申し上げます。

本案は、飛騨市不妊治療費助成金について同一年度の助成回数、助成を受ける年度の数を廃止し、通算で10回まで助成を受けられることができるよう改正するものです。

質疑では、改正に至った経緯について質問があり、近年は治療される回数が増えてきて

いること、県の助成が年度の回数制限をなくしたことを受けて改正するものとの答弁がありました。

次に議案第25号について申し上げます。

本案は、こどもの任意予防接種の助成対象にロタウイルスワクチンを追加するための改正です。

質疑では市内での発生状況と効果についての質問があり、全国的には8万人程度と推測されているが、飛騨市の数は具体的に承知していない。この予防接種により感染症の90パーセントは予防できるといわれており重症化が防げるものと考えているとの答弁がありました。

次に議案第26号について申し上げます。

本案は、育英基金条例を改正し、低所得者を対象とする給付型奨学金制度を創設するものです。

質疑はありませんでした。

次に議案第27号について申し上げます。

本案は、飛騨市スポーツ施設条例に位置付けられている「飛騨市羽根体育館」を廃止し、使用料に係る規定を削るための改正です。

質疑では、取り壊しの予定はあるのかとの質問があり、普通財産として所有し貸付の方向で検討しているとの答弁がありました。

次に議案第28号について申し上げます。

本案は、古川町公民館及び古川町千代の松原公民館において、市民が利用しやすいように、一部の部屋を分割して貸し出せるよう利用料金を改正するものです。

質疑では、施設改修の必要性についての質問があり、改修の計画はない。使用者の利便性には配慮したいとの答弁がありました。

次に議案第29号について申し上げます。

本案は、政令の改正に伴うもので、現行の手数料の標準額が見直されたことから、関係する飛騨市消防法等関係手数料条例ほか関係する手数料を改正するものです。

質疑はありませんでした。

次に議案第30号から議案第36号までの7案件について申し上げます。

これらは、数河、稲越、元田、坂下、漆山、茂住、山之村の7地区の辺地について、平成30年度から平成34年度までの公共施設の総合整備計画を定めるものです。

質疑では、計画の実施に関する質問があり、辺地債の活用を含め、その都度の状況を判断し検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、議案第37号から議案第41号までの指定管理者の指定に関する5案件については、産業常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われましたので、報告は省略いたします。

これら36案件について、いずれも、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべき



ものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより討論を行います。

◎議長（葛谷寛徳）

議案第6号から議案第41号までの36案件については討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第6号から議案第41号までの36案件について委員長の報告は可決であります。これら36案件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって議案第6号から議案第41号までの36案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第38 議案第42号 飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について  
から

日程第59 議案第63号 指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場他）

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第38、議案第42号、飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例についてから日程第59、議案第63号、指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場他）までの22案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら22案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 前川文博 登壇〕

●産業常任委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第42号から議案第63号までの22案件につきまして、審査の概要と結果について報告いたします。

去る3月14日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

はじめに議案第42号について申し上げます。

本案は、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機に、古川町市街地の市道の一部を路上喫煙禁止区域として指定し、安全で快適な歩行空間を確保するため、条例を制定

するものです。

質疑では、実際に苦情があるのか、外国人等への周知方法に関する質問があり、どうやなボックスへ市民の方から危険な思いをしたなどの意見をいただいている。周知については市民へはチラシで、観光客等に対しては観光パンフレットに掲載し対応したいとの答弁がありました。

次に議案第43号について申し上げます。

本案は、新規就農者の支援を目的とする積み立て型の「新規就農者育成基金」と運用型の「新規就農者支援基金」を一本化し、有効利用を図るため、運用型の「支援基金」を廃止するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第44号について申し上げます。

本案は、農業災害補償法の改正に伴い、飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正するもので、収入保険制度が創設され、自然災害に対する保険だけでなく価格低下を含めた収入減少についてもサポートし、作目の品目に限定がなくなるとの説明がありました。

質疑では、対象品目についての質問があり、肉用牛、繁殖牛を除き、米・野菜・果樹・花き・お茶・しいたけなどほとんどの農産物が対象となるとの答弁がありました。

次に、議案第45号について申し上げます。

本案は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の改正に伴い条例の一部を改正するもので、小口融資の貸付限度額を従来の1,250万円から2,000万円に引き上げ、県信用保証協会の保証付融資残高を含め2,000万円以内となる新規の保証のみとする制限に変更する改正です。

質疑では貸付件数の状況について質問があり、平成29年度は1月末で38件、平成28年度38件であるとの答弁がありました。

次に、議案第46号及び議案第47号について申し上げます。

これら2案件は、三之町まちづくりセンターを、古川町第9区へ無償譲渡することで、地域での利活用を促進するために同センターを関係条例から廃止し、普通財産としたうえで無償譲渡を行うものです。

質疑では、補助金の関係で譲渡に問題がないのか、この施設のほかに譲渡予定の施設はあるのかとの質問があり、当該施設の供用開始後の経過年数から補助事業上問題ないこと、都市整備関係の施設としては今回が最後であるとの答弁がありました。

最後に、議案第48号から議案第63号までの指定管理者の指定に関する16案件については、総務常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われましたので報告は省略いたします。

これら22案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより討論を行います。議案第42号から議案第63号までの22案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第42号から議案第63号までの22案件について委員長の報告は可決であります。これらの22案件は委員長報告とおりに決定することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第63号までの22案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第60 議案第74号 平成30年度飛騨市一般会計予算  
から

日程第73 議案第87号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長（葛谷寛徳）

続いて日程第60、議案第74号、平成30年度飛騨市一般会計予算から日程第73、議案第87号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件については、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これに御異議ございませんか

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第74号から議案第87号までのこれら14案件については討論の通告がありませんので討論を終結し、採決をいたします。採決は一括して採決をいたします。議案第74号から議案第87号までの14案件について委員長報告は可決であります。これら14案件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第74 総務常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第74、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

総務常任委員会の調査報告をいたします。

今年度は、5月17日に所管事業調査として、各部・局から事業の進捗、課題などの聞き取りを行い、それをもとに6月13日に管内視察、9月8日から10日にかけて管外視察を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

総務部関係3カ所、企画部関係2カ所、市民福祉部関係1カ所、教育委員会関係2カ所の現場、施設を視察し、当委員会のとりまとめを行いましたので主な内容を報告します。防災関係で市内の浸水危険箇所3カ所を視察しました。いずれも平成16年の豪雨災害時に甚大な被害を受けた箇所で、それぞれの地区内の要所となっている場所でもあります。過去の被災経験を活かした防災対策はもちろんのこと、飛騨地域の上流河川との連絡を密にして危機管理を進めることの重要性を実感いたしました。

次に、宮川考古民俗館について、現在は予約制による開館となっています。館内には旧宮川村を中心に旧石器時代から近代に至るまでの資料・民具などが収納・展示され、飛騨地区の歴史を確認し、飛騨に対する理解をより深め市民が誇りを持てる施設となっています。

全国に向け飛騨の魅力を発信できる文化施設の役割を担っており、今後の活用が重要であると感じました。

次に、夢館について、改修工事によって、今年度から地元住民のコミュニティー施設として利便性を増し、外部からの利用・集客も可能となることからさまざまな活用が図られることを期待したいと思います。

次に、小島城跡について。この城跡は長年にわたり地元の方が保全活動に携わり守られてきたもので、飛騨市の文化遺産発掘の中心となるものです。市民が郷土の歴史認識を深め、誇りを抱くきっかけともなる史跡であり、観光事業との関係を保ちながら飛騨市の文化価値を示していただきたいと思います。

次に、ハートピア古川について、市の組織改変に伴い医療・介護・福祉の窓口が集約されました。機能的に融合した動きが確立され、充実した市民生活を支援・補佐できるよう、職員の懸命な姿が見受けられました。また、飛騨市こどものころクリニックについては整備工事中でありましたが、内容の説明を受け、今後充実した施設となることを期待したいと思います。

次に、管外視察について報告いたします。

東北大学ニュートリノ科学研究センター、全国和牛能力共進会、あ・ら・伊達な道の駅、震災遺構の旧荒浜小学校を視察しました。東北大学では、井上教授から施設内の詳しい案内をいただき、東京大学の研究が注目される中、東北大学の日々の研究にも、もっと関心を持ってもらえるよう市や地元が応援・支援することの大切さも感じました。「あ・ら・伊達な道の駅」では、施設の社長が行政に精通していることもあり、市単独では困難な問題も、人脈やそこから派生する情報をマッチングさせ施設の改良、改革を実現させていることは、飛騨市にも応用可能と感じました。また、地域の防災拠点としての機能を目指し、進化を遂げようとする姿は参考になりました。旧荒浜小学校とその周辺を視察し、自然に対する人間の無力さを改めて感じ、さらなる防災対策の必要性和広報の重要性を感じました。

簡単ではございますが、以上で総務常任委員会の活動報告といたします。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第75 産業常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして、日程第75、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

●産業常任委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会の1年間の調査結果を報告させていただきます。

所管事務調査といたしまして、各部の今年度の主要事業や懸案事項について意見交換を行いました。

次に所管事務調査での聞き取りをもとに、古川清見線改良工事現場、トマト研修施設、イバタインテリアショールーム、道の駅宙ドーム神岡、森林組合高性能機械作業現場、森茂牧場、山之村牧場、神岡公共下水処理施設の管内視察を行いました。

トマト研修生は現在3期生が研修中であり、今後は圃場の確保が課題になるとのことでした。森茂牧場は20年前に設置された柵の損傷が激しく、修繕が必要であることを確認いたしました。この柵については平成30年、平成31年度で修繕されることとなりました。山之村牧場は、JAの営業所廃止を踏まえ、山之村地域全体の将来構想を地元住民としっかり考え、この地区で生計が立てられるようにしていくことが必要と感じました。神岡公共下水処理施設では、民家に近いことから施設全体が建物内、もしくは密閉式なの

でほとんどにおいが無いことに驚きました。人口減少の続く中、料金収入の伸び悩みなど検討課題が多いと感じました。

管外視察では、5年に一度開催される和牛オリンピックや道の駅の視察を行いました。第11回全国和牛能力共進会には飛騨市から4区系統雌牛群に2頭が出品されました。会場に整列した飛騨牛は他県に比べてやや小さめでしたが、色つやもよく丁寧に育てられていることがよく分かりました。パンドラーと牛の信頼関係も築かれています。飛騨市は九州地域に比べ繁殖牛の数が数十分の1と少ないです。その理由として、畜産業の後継者不足があります。「飛騨牛」のブランドを守るためには、市として畜産振興対策をしっかりと考えることが必要と感じました。5年後の全国和牛能力共進会では上位入賞を目指して頑張っていたきたいです。

「あ・ら・伊達な道の駅」は平成26年度、重点「道の駅」35カ所に選定されました。太平洋と日本海を結ぶ国道47号線にあり、1日平均1万人の来場者があります。売上は年間16億円あり、中でも姉妹都市の北海道当別町にある「ロイズ」の商品は年間4億円と、ロイズの店舗で世界一の売上となっています。ロイズのソフトクリームだけが目的で、仙台からドライブで訪れる方も多いとのことです。レストランは地元の素材を使った6種類のカレーバイキングも1,000円と魅力的です。総菜も40種類が用意されていて、ランチタイムには行列ができていました。農産物直売所は、200名以上の生産者が地元の野菜や米、味噌などの加工品を出荷していて、地域のスーパーとしての感覚での利用もあります。正面入口脇にある屋外ステージでは各種のパフォーマンスが行われます。また、災害時には拠点としての機能も順次整備され、国道整備の予算で非常用発電機の整備も行われていました。施設の運営は、第三セクターで指定管理施設となっています。指定管理料はゼロ円。逆に三セクから市へ出資配当金として15パーセント、約1,500万円配当金を支払っています。今後は指定管理料をもらい、使用料として市へ支払う方向に変更し、三セクとして利益の還元をしていくようです。宙ドーム神岡のリニューアル工事も始まり、道の駅を目的地とした観光客の増加も見込まれます。地域が一丸となって取り組むことが重要と感じました。

そのほかの活動として、吉城建設業協会との意見交換や、神通川水系砂防事務所長様を講師にお迎えし研修を行いました。

年度末には商工観光部と農林部の所管事務調査を再度行い、今年度の事業の取り組みや今後の課題についての聞き取りと意見交換を行いました。所管事務調査や政策要望を通じ、市当局でも積極的な予算化を行っていただけたものと感じています。

以上をもちまして、産業常任委員会の報告といたします。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第76 発議第1号 飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして、日程第76、発議第1号、飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔議会運営委員長 野村勝憲 登壇〕

●議会運営委員長（野村勝憲）

それでは発議第1号について説明をいたします。飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について。飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成30年3月23日提出。提出者、飛騨市議会、議会運営委員長、野村勝憲。

提案理由は、現行規定で誤っている条文を正しく改めるものです。

最終ページの要旨をご覧ください。まず改正の趣旨ですが平成27年12月16日に議決された飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について、第91条第2項と記載すべきところを第84条第2項と誤って記載していたことにより本来意図していない内容となっていることを改めるものです。

次に改正の内容でございますが、第84条の不要な項を抹消し、委員会欠席の届出、第91条関係に本来規定すべきであった出席ともなう委員会の欠席に関する規定を加えるものです。

施行日は公布の日です。

以上で説明を終わります。

〔議会運営委員長 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

なお午後から役員改選についての会議を予定しておりますが、役員改選が終了するまで説明職員の出席は求めませんのでお伝えをいたします。

（ 休憩 午前10時44分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に葛谷寛徳議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（中嶋国則）

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（水上雅廣）

それでは朗読いたします。

辞職願、平成30年3月23日、飛騨市議会副議長、中嶋国則様。飛騨市議会議長、葛谷寛徳。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。以上でございます。

◎副議長（中嶋国則）

お諮りいたします。

葛谷寛徳議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）



◎副議長（中嶋国則）

御異議なしと認めます。よって、葛谷寛徳議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎副議長（中嶋国則）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時33分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

葛谷寛徳君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。14番、葛谷寛徳君。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

退任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。この1年間、議員各位の皆様方、また執行部の皆様方のご協力を得まして滞りなく議会運営を務めさせていただきましたことに心から感謝を申し上げます。また都竹市政2年目、この2年間、議長をさせていただきました。議会と行政が力を合わせて市長が掲げます「元気であんきな誇りのもてるふるさと」を目指してそれぞれ議員の皆様方のご議論を経て政策が1つ1つ前に進んでいたことを本当に嬉しく思いますし、重ねて御礼を申し上げます。

また平成30年度予算も承認をされまして、そして新しい執行部がスタートしようとしています。長い間飛騨市のためにご尽力をいただいた小倉副市長、また山本教育長に心から御礼を申し上げまして、そして議会が今後ますます活性化しますことを願い、この退任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◆休憩

◎副議長（中嶋国則）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時51分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（中嶋国則）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（中嶋国則）

ただいまの出席議員は14名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（中嶋国則）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（中嶋国則）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（中嶋国則）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（中嶋国則）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、仲谷丈吾君、2番、井端浩二君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（中嶋国則）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票。これは出席議員に符合いたしております。有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票数のうち、高原邦子君14票、以上のおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、高原邦子君が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました高原邦子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。13番、高原邦子君。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

ただいまは議長選挙におきまして、皆様に選出していただきました。身に余る光栄です。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、いま地方議会はいろいろ抱えている問題等々、それに対しても皆さんとともに議論していきたいし、何よりも市民の皆さんの声を行政との間でつないでいくのは議員の役目です。議会が一致団結して市民の声、一人でも多くの人たちの市民の声を行政の皆さんに生かしていただけるよう、そういった議会にしていきたいなと思っています。まだ力不足でうまくできませんけれども一生懸命がんばって務めてまいりますので、何とぞ皆様方の御協力、御支援をいただきながら市民の皆様「議会、何しとるんや」と言われず、「議会、ようやとるな」と言われるような情報発信、いろんなことを改革していきたいと思っています。斬新なこともしていきたいと思っています。議会ですんなりなこともやっています。挑戦していきたいと思っています。まずはチャレンジして、だめだったらまた軌道修正し、さらなる高みへとそういった思いでこの1年間進めてまいりたいと思っています。どうか皆さん、よろしくをお願いいたします。そして選出していただきまして本当にありがとうございました。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎副議長（中嶋国則）

以上で議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（中嶋国則）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時03分 再開 午後2時03分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま中嶋国則副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長辞職の件について

◎議長（高原邦子）

追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（水上雅廣）

それでは朗読いたします。

辞職願、平成30年3月23日、飛騨市議会議長、高原邦子様。飛騨市議会副議長、中嶋国則。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

◎議長（高原邦子）

お諮りいたします。

中嶋国則議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

異議なしと認めます。よって、中嶋国則議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時08分 再開 午後2時08分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（高原邦子）

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（高原邦子）

ただいまの出席議員は14名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（高原邦子）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（高原邦子）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（高原邦子）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（高原邦子）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、澤史朗さん、4番、住田清美さんを指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（高原邦子）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票14票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、前川文博議員1票、中嶋国則議員7票、洞口和彦議員6票以上のおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、中嶋国則さんが副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました中嶋国則さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。中嶋議員。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

一言御挨拶を申し上げます。ただいまは副議長という重責を仰せつかりました。先ほど高原議長の就任挨拶にございましたようにいろいろな斬新な試みをやる。そしてまた議会は行政のチェック機能をはたしていかなければならない。そんな決意をお伺いしました。もとより浅学菲才、その器ではございませんが高原議長の補佐役として誠心誠意務めてまいりたいと思っています。また市民の皆様にとりまして、開かれた議会、わかりやすい議会、信頼される議会をより一層目指さなければなりません。そんな決意を新たにいたしましたところであります。執行部の皆様の御指導と議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げます。

まして簡単ではございますけれども就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 中嶋国則 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時21分 再開 午後2時49分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から追加日程第12、各種委員の選任についてまでを日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、追加日程第5から追加日程第12までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（高原邦子）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第とします。委員会室においてははじめに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思っております。また、委員長が決まるまでは年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって総務常任委員会は野村勝憲議員、産業常任委員会は洞口和彦議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時50分 再開 午後3時08分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には8番、前川文博議員、同じく副委員長には7番、徳島純次議員、産業常任委員長には5番、森要議員、同じく副委員長には2番、井端浩二議員が選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（高原邦子）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番、澤史朗議員、5番、森要議員、7番、徳島純次議員、8番、前川文博議員、10番、洞口和彦議員、14番、葛谷寛徳議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。よって、10番、洞口和彦議員に委員長の職務をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後3時09分 再開 午後3時29分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員長には10番、洞口和彦議員、同じく副委員長には3番、澤史朗議員が選出さ



れました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第7 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（高原邦子）

追加日程第7、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。  
説明を求めます。

〔議会運営委員長 洞口和彦 登壇〕

●議会運営委員長（洞口和彦）

発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1、名称、広報広聴特別委員会。

2、目的、飛騨市議会基本条例（飛騨市条例第28条）第7条第4項の規定に基づき、平成30年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び調整。

3、委員定数、7人。

4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成30年3月23日提出。提出者、議会運営委員会委員長、洞口和彦。

〔議会運営委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（高原邦子）

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ないようですので、討論を終結いたします。議会運営委員長、洞口和彦議員から提出されました広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。したがって議会だよりの編集および意見交換会を開催するため7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに

決定をいたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第8条第1項の規定により1番、仲谷丈吾議員、2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、5番、森要議員、6番、中村健吉議員、8番、前川文博議員、9番、中嶋国則議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので直ちに広報広聴特別委員会を開催し、委員長副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります中村健吉議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時34分 再開 午後3時43分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には9番、中嶋国則議員、同じく副委員長には6番、中村健吉議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第8 発議第3号 議会改革等特別委員会設置に関する決議

◎議長（高原邦子）

追加日程第8、発議第3号、議会改革等特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

説明を求めます。

〔8番 前川文博 登壇〕

●8番（前川文博）

発議第3号、議会改革等特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会改革等特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議会改革等特別委員会。
- 2、目的、議会の活性化と充実についての調査研究。
- 3、委員定数、7人。

4、継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成30年3月23日提出。提出者、飛騨市議会議員、前川文博。賛成者、飛騨市議会議員、井端浩二。飛騨市議会議員、澤史朗。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（高原邦子）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し採決をいたします。前川文博議員から提出されました議会改革等特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。したがって議会の活性化と充実についての調査研究のため7人の委員で構成する議会改革等特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会改革等特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第8条第1項の規定により1番、仲谷丈吾議員、2番、井端浩二議員、3番、澤史朗議員、4番、住田清美議員、8番、前川文博議員、10番、洞口和彦議員、12番、森下真次議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので直ちに議会改革等特別委員会を開催され、委員長副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります洞口和彦議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は議会改革等特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時47分 再開 午後3時56分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革等特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたのでご報告いたします。議会改革等特別委員長には8番、前川文博議員が同じく副委員長には4番、住田清美議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第9 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

◎議長（高原邦子）

追加日程第9、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を議題といたします。飛騨農業共済事務組合議会の森下真次議員から辞職願が提出され組合議会の議員が欠員となりましたので、選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定により、指名推選にしたいと思っておりますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。それでは、飛騨農業共済事務組合議会議員には10番、洞口和彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました洞口和彦議員を飛騨農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、10番、洞口和彦議員が当選人となりました。ただいま当選されました10番、洞口和彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選を告知いたします。

なお、ただいま選挙いたしました飛騨農業共済事務組合議会には、飛騨市議長も議員となりますので申し添えます。

以上で、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を終わります。

◆追加日程第10 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（高原邦子）

次に追加日程第10、古川国府給食センター利用組合議会議員に2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました、2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時01分 再開 午後4時10分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第10、改めてですね、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を議題とします。古川国府給食センター利用組合議会議員の、中嶋国則議員、森要議員、住田清美議員、仲谷丈吾議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りをいたします。

指名推選は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。古川国府給食センター利用組合議会議員に2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、7番、徳島純次議員、9番、中嶋国則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆追加日程第11 議案第91号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（高原邦子）

追加日程第11、議案第91号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

はじめに、地方自治法第117条の規定により12番、森下真次議員の退席を求めます。

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第91号について御説明を申し上げます。

次の者を飛騨市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任者について申し上げます。氏名は森下真次。住所は飛騨市宮川町でございます。なお生年月日ほかについてはお配りした議案のとおりでございます。よろしく願いいたします。提案の理由は、辞任による選任であります。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり同意されました。

#### ◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時21分 再開 午後4時25分 ）

#### ◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◆追加日程第12 各種委員の選任

◎議長（高原邦子）

追加日程第12、各種委員の選任を議題といたします。

各種委員の選任は、ただいまお手元に配付しました飛騨市議会役員編成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について

て、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

御異議なしと認めます。これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第13 閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)  
から

追加日程第15 閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

◎議長(高原邦子)

追加日程第13から追加日程第15までを一括議題といたします。

お諮りをいたします。

閉会中の継続審査、調査については、お手元に配付しました申出書のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、小倉孝文副市長、山本幸一教育長より発言の申し出がありますので、順次これを許可いたします。

[副市長 小倉孝文 登壇]

□副市長(小倉孝文)

それでは本会議の席上で私の退職の挨拶の機会を与えていただきました高原議長並びに各議員に改めて御礼を申し上げます。私は、ちょうど2年前でございます、職員を退職するときに退職後の私の希望を都竹市長にお話しました。私は退職した後には、私が生まれ育てていただいた地域活動を行いたいということを熱く語った覚えがあります。その後、今日でございますけれども家族の中で介護が必要となる母親がおりますので、市長に事情を説明し、職員の退職を申し出ました。そうしましたら市長からは再三引きとめがありましたけれども私の意思は固く、市長にお願いをし、市長も快く受理していただきました。その結果今日の31日に退職することになります。私は都竹市長から副市長就任にあたりまして私に職員をまとめ市長のパイプ役になることを期待するという言葉をいただき、そのことを肝に銘じて今日まで業務に励んでまいりました。私は職員と同じ目線で楽しいことも苦しいことも悲しいこともお互いに対応しながらすこしではございますけれども役場内でお互いの意思疎通がさらにできるようになったと思っています。また都竹市長のもとで副市長といたしまして飛騨市の発展のために私なりに全力で取り組んでまいりましたけれども、その責務は十分果たされたかどうかということは熟慮している思



いもでございます。在職中は市民の皆様または議会の皆様からあたたかい御指導、御支援、御協力を賜りましてこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

結びになりますけれども飛騨市のさらなる発展を御祈念するとともに市民の健康、幸せ並びに議会の皆様の市政発展のためにご活躍になることを心よりお願い申し上げます。意はつくしませんが私の挨拶といたします。どうも二年間ありがとうございました。

〔副市長 小倉孝文 着席〕

◎議長（高原邦子）

山本幸一教育長。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言退任の御挨拶をさせていただきます。平成23年4月の就任から丸7年、いまその任を終えることができますことに大きな感謝と深い感慨を抱いております。初めてこの場に立たせていただいたのが6月議会でしたがその所信表明におきまして「私は常に子供を基盤にしての教育行政の推進に努めたい。すなわちこのことは飛騨市の子供にとってどうなのか。飛騨市の子供のために何をすべきかを教育行政の根幹におきたい。」と申し上げました。その後これまで私なりに精一杯努力したつもりですが見落とししてきたことや至らなかったことがあることは事実で新教育長に委ねなければならないことをたいへん申し訳なく思っております。さて、この7年間未熟な私だからこそ、その学びとしまして学校現場時代に増して本や新聞を読みました。多くの人と語りましたがその学びのひとつに熊本地震で崩壊しなかった熊本城の石垣のことがあります。石垣は現在の滋賀県大津市の穴太衆（あのうしゅう）と呼ばれる石積み職人によって積まれたもので、伝統の石積み技術の根底にあるのは「石の声を聞く」ということです。それぞれの石の特徴を見極め、どのように組み合わせどのように据えれば美しく強固な石垣になるかを追求する。まさにプロフェッショナルとしてのあり方です。私は市政も同じだと考えます。石の声、すなわち市民の声でありどんな施策をどのように打ち出し、どのように積み上げていけばゆるぎないものとして「元気であんな誇りの持てるまちづくり」が実現できるか、だからです。教育長としてこの積み上げにどれだけ役割を果たせたかは自責の念が多々ありますが今後一市民として、とくに見落とししてきたことには手を差し伸べながら飛騨市の発展にすこしでも寄与したいと考えております。いま全国に放たれつつあります飛騨市の光がさらに輝きを増しますことを心より念じますとともに高原新議長をはじめ議員の皆様、都竹市長をはじめ市職員の皆様のますますの御健勝と御活躍をお祈りし退任の御挨拶とさせていただきます。7年間本当にありがとうございました。

〔教育長 山本幸一 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で小倉孝文副市長、山本幸一教育長の発言を終わりにします。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。

今議会は2月26日から26日間にわたりまして、一般会計の補正予算、条例制定・改正、平成30年度予算など数多くの案件につきまして慎重な御審議を賜り、すべての議案につきまして可決の御決定をいただきましてまことにありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々の御指摘や御意見につきましてはしっかりと受け止めさせていただき今後の市政運営に生かしてまいります。

また各種の答弁等において申し上げました事項につきましても進捗状況を管理しながら実施にむけて取り組んでまいります。

最後に葛谷寛徳前議長におかれましては、これまでの御尽力、また円滑に議会を運営していただきましたことに心より感謝を申し上げます。また高原邦子新議長、中嶋国則副議長におかれましては、御就任また御再任まことにおめでとうございます。今後とも円滑な議会運営及び市政各般にわたる御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。さらに各委員会等委員に御就任されました議員の皆様方におかれましても今後とも市政発展へのお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。小倉副市長、山本教育長が退任されます。改めてお二人に心から感謝を申し上げますとともに湯之下新副市長、沖畑新教育長を含め新執行部への御指導をよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（高原邦子）

それでは本日の会議を閉じ、平成30年2月26日から26日間にわたりました平成30年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時39分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会新議長 高原邦子

飛驒市議会旧議長 葛谷寛徳

飛驒市議会副議長（臨時議長） 中嶋国則

飛驒市議会議員（5番） 森要

飛驒市議会議員（6番） 中村健吉